

文書番号：EMS-302

米沢市グリーン購入基本方針

制定：平成18年 7月 1日

改訂：平成28年 7月 8日

(改訂番号：2)

米沢市

印刷された本文書は、研修・資料用に作成された非管理文書です。
改訂があっても差し替えは行われませんので御注意ください。

1 目的

この基本方針は、グリーン購入を推進するために必要な事項を定め、市の事業活動から生ずる環境負荷の低減を図ることにより、環境と調和し循環型社会を形成することを目的とする。

2 定義

グリーン購入とは、環境の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入することをいう。

3 グリーン購入の基本的考え方

○調達総量の抑制

物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、事前に調達の必要性和適正量を十分に検討し、調達総量の抑制に努めるものとする。

【主な検討事項】

- (1) その物品は本当に必要な物品か(ないと業務に支障をきたすか)
- (2) 今ある物品を修繕して使えないか
- (3) その物品は所属内等に在庫がないか
- (4) 調達しようとしている物品の量は適正な量か

○物品の環境への配慮等

調達に当たっては、その必要性を十分に検討した上で、以下に掲げる観点に基づき、環境負荷の低減に資する物品及び役務（以下「環境物品等」という。）を選択するものとする。

- (1) 製造・流通・使用・廃棄の各段階で資源やエネルギーの消費がより少ないこと
- (2) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
- (3) 環境汚染物質等の使用、排出がより少ないこと
- (4) 長期使用、再使用、リサイクルが可能なこと
- (5) 再生された素材や部品を多く利用していること
- (6) 廃棄時の環境負荷がより少ないこと
- (7) 価格は、ライフサイクル全体のコストも考慮し、同類製品に比べてあまり高くないこと

○適正使用、分別廃棄等の推進

調達した物品等については、適正使用、長期使用、分別廃棄等に留意し、環境への負荷が着実に低減されるよう努めるものとする。

4 取組を行う組織

米沢市環境マネジメントシステムの対象範囲

5 取組内容

グリーン購入を推進する物品等は、以下のとおりとする。

- (1)「EMS-302-1 米沢市グリーン購入調達方針Ⅱ. 調達目標」に掲げるもの（以下「特定調達品目」という。）で、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき環境省が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された同一名称の特定調達品目の判断の基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）
- (2)やむを得ない理由により、(1)に該当する物品等が購入できない場合は、以下の判断基準を満たす物品等
 - ①NPO法人「グリーン購入ネットワーク」のデータベースに登録されたもの
 - ②各業界で環境物品等としてマークが付されているもので、グリーンマーク、エコマーク、再生紙使用マーク等環境にやさしい製品やリサイクル関連の製品にマークがついているもの。なお、メーカーのカタログ等で確認すること
 - ③その他各業界で環境に配慮して製造された製品

6 グリーン購入に関する情報の入手

* 環境省のグリーン購入法のページ

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

* グリーン購入法に関する情報提供のページ（環境省）

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/info.html>

* 環境ラベル等データベース

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

* 日本環境協会エコマーク事務局

<http://www.ecomark.jp/>

* グリーン購入ネットワークのGPNデータベースのページ

<http://gpn-db.mediapress-net.com/gpn-db/index.hgh>

※環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。このため、提供情報の信頼性や手続きの透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する物品等を調達することとする。

7 監視・測定

○物品等の購入時の点検、指導

物品購入見積依頼票にて物品等を購入する場合は、各票の物品購入依頼担当者は、当該物品等が環境物品等であるかどうかを確認し、物品購入見積依頼票に環境物品等か否かを記入するものとする。また印刷物に関する印刷物（見積・注文）依頼票は、物品購入見積依頼票と同様に取扱うものとする。

契約検査課は、環境物品等の記入の有無確認及び購入指導を行うものとし、また、必要な情報の提供に努めるものとする。

○実績の把握

各課等において、購入実績について毎月集計し、グリーン購入実績報告書（様式1）により翌月の5日までに契約検査課に報告するものとする。報告は、メールで契約検査課共有に送信する。

契約検査課は、各課からのグリーン購入実績報告書（様式1）を集計し、10日までに環境管理責任者に報告する。

8 調達方針の見直し

この基本方針に基づきグリーン購入の推進を図るため定めた調達方針は、年度ごとに見直しをする。

9 施行期日

この基本方針は、平成18年 7月 1日から施行する。

改訂履歴

改訂 番号	改訂又は 見直し日	内 容	起 案	決 裁
0	H18. 7. 1	初版制定	ISO 推進 事務局	部長
1	H22. 7. 28	文書番号を変更。(旧 EMS-302)	EMS 事務局	環境管理 責任者
2	H28. 7. 8	文書番号を変更。(旧 EMS-3-2)	EMS 事務局	環境管理 責任者